

【ご参考情報】国の平成 24 年度補正予算で審議中の「ものづくり中小企業・小規模事業者試作開発等支援補助金」について。（第 1 報）

事業の概要はおおむね以下のようなものになると考えられますが、今後、実施までに変更される可能性があります、また、交付規程等により詳細に定められることとなります。

なお、時期、申請先等、具体的事項については、国等において、今後、決定、公表されることとなるので、お問い合わせには一切お答えできません。

.....

ものづくり中小企業・小規模事業者試作開発等支援事業

1. 事業の目的等

(1) 本事業は、ものづくり中小企業・小規模事業者が実施する試作品の開発や設備投資等に要する経費の一部を補助する事業に対する補助金の交付等の事業を行うことにより、ものづくり中小企業・小規模事業者の競争力強化を支援し、我が国製造業を支えるものづくり産業基盤の底上げを図るとともに、即効的な需要の喚起と好循環を促し、経済活性化を実現することを目的とする。

(2) 事業の実施に際しては、ものづくり中小企業・小規模事業者の顧客ニーズに迅速にきめ細かく対応するための能力の向上を図る観点から、支援対象事業について以下の点を踏まえるものとする。また、事業者の潜在能力、資金ニーズ等を踏まえ、政策的に支援する必要が認められる事業に限るものとする。

- ① 「中小企業ものづくり高度化法」に定める 2 2 分野の技術を活用したものであること
- ② 他社との差別化及び競争力強化に関する戦略と計画が明確であり、かつ、その実効性が認定支援機関により確認されているものであること

- ③ 顧客ニーズにきめ細かく対応した競争力強化の形態として、以下の類型のいずれかに概ね合致するものであること

- イ. 多品種少量生産・短納期化のニーズに対応するものであること
- ロ. 一貫生産体制の導入等を通じて、幅広いニーズに迅速に対応するものであること
- ハ. 製品以外の付加価値をつけた形での商品提供に係るものであること
- ニ. 潜在的なニーズがあるニッチ分野に関する対応するものであること
- ホ. 生産性向上により品質を維持するもとの低コスト化を図るものであること

- ④ ものづくり中小企業・小規模事業者の競争力強化につながる経営資源の蓄積につながるものであること。

補助対象、補助率等については

対象経費の区分

原材料費、機械装置費、外注加工費、技術導入費、直接人件費、委託費、知的財産権関連経費、専門家謝金、専門家旅費、運搬費、雑役務費、上記に掲げるもののほか、中小企業庁長官が特に必要と認める経費

補助率 補助対象経費の 3 分の 2 以内

補助上限額 1, 0 0 0 万円

(予算案規模 : 全体額 1, 007 億円 (全国)) 以上